介護老人保健施設 葵の園・東広島入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 葵の園・東広島(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した日以降から 効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書、利用者負担説明書、別紙 1の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用 することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用 を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービス の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを 督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、故意又は重大な過失により当施設、当施設の職員又は他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

(利用料金)

第5条

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、利用者負担説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、 利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を 利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに 応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用 者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者 及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療 機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の 指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は 苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理 者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができま す。

(賠償責任)

第12条

- 1 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者 が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

介護老人保健施設 葵の園・東広島のご案内 (令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

施設名 介護老人保健施設 葵の園・東広島

開設年月日 平成30年7月2日

所在地 広島県東広島市西条町寺家800番地

電話番号 082-422-9200 FAX 番号 082-422-9255

管理者 宇治木 三太郎

介護保険指定番号 介護老人保健施設(3452580073 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

1 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 葵の園・東広島の運営方針]

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、 その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が 地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」 過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則 り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかか る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ て利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤
医 師	1	1
• 看護職員	17	6
• 支援相談員	2	
• 介護職員	40	7
• 理学療法士	1	4
• 作業療法士	1	2
• 言語聴覚士		1
• 管理栄養士	2	
・栄養士	0	
· 介護支援専門員	2	
・事務員	4	

- (4) 入所定員等 定員 150 名(うち新館 70 名) 療養室 個室 12 室、2 人室 11 室、4 人室 29 室
- (5) 通所リハビリテーション定員 48名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案 (入所時、入所から3ヶ月後及び病状の変化時に見直し) 説明時に健康状態、生活状況を報告します。
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 食事 (原則として食堂でおとりいただきますが利用者のご希望にそえます)

朝食 8時00分~9時00分

昼食 12時00分~13時00分

夕食 18時00分~19時00分 食事時間の時間は選択できます。

口腔ケアは毎日行っております。

- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります)
- ⑥ 医学的管理・看護 投薬(効果は同じでも名前の違う薬を使う場合があります)
- ⑦ 生活介護サービス(退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ① 利用者が選定する特別な食事の提供
- ② 理美容サービス (毎週月曜日実施します)
- ③ 行政手続代行
- 14) その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくも のもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 協力医療機関
 - 名 称 八本松病院
 - · 住 所 東広島市八本松東 3-9-30
- 協力歯科医療機関
 - · 名 称 八本松歯科医院

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

- 4. 施設利用に当たっての留意事項
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
 - 面会は、おおむね午前9時から午後5時です。
 - 消灯時間は、午後9時とします。
 - 外出・外泊はご家族との大事なコミュニケーションですので活用して下さい。外出・ 外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

5. 非常災害対策

- 防災設備 消火器、消火栓、消防署自動通報装置、火災報知器
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、 宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 082-422-9200) 支援相談員 松岡 仕

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また東広島市介護保険課(TEL082-420-0937)及び広島県国民健康保険団体連合会(TEL082-554-0783)にも相談窓口があります。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレット及びインターネットでも紹介しています

利用者負担説明書

介護保健施設サービスについて (令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険(及び介護予防)の給付にかかる1割、2割、3割の自己負担分と保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

なお、介護保険(及び介護予防)の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション)毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険(介護予防)給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また、認知症専門の施設(認知症専門棟加算)で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス(及び介護予防のサービス)がありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス (介護予防サービス)計画 (ケアプラン)を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス (介護予防サービス)計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス (介護予防サービス)計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業者 [地域包括支援センター])) に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

3. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療:

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション:

原則としてリハビリテーション室(機能訓練室)にて行いますが、施設内でのすべての 活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理:

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス:

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

- (1) 基本料金 別紙使用料金表 ①②を参照
 - ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

(2) その他の料金

①食費/1日

1,850円

施設サービスをご利用の際、食事は保険給付の対象外になります。 この自己負担額は、1 食ではなく1 日当たりで設定されています。

食費については介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に 記載された金額を1日あたりの料金とする。

②居住費 多床室 : 4床室 437円/日

2床室 437円/日 + 特別室料 530円 =967円/日

※2床室は特別室料金が加算されます(別紙参照)

従来型個室 : 1900 円/日

③日用生活品費/1日 別紙参照

シャンプー、歯磨きセット、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意させていただくのでお支払いいただきます。

④教養娯楽費/1日

別紙参照

⑤理美容代 カット 2,600 円 シャンプー追加 500 円 パーマのみ 5,000 円 丸刈り 1,500 円 全体カラー4,500 円 根元カラー4,000 円 理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑥電気使用料

1日

50 円 (税別)

(7)インフルエンザ予防接種料

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いただきます。 市町村によっては補助制度があります。

⑧洗濯代

洗濯業者に委託するようになります。 1 枚 50 円~150 円となります(水洗い)ドライクリーニングも斡旋しております。

⑨その他の費用

診断書等の文書の発行等

また日常生活用品など、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただく事が適当であるものの費用です。

注) なお、上記利用者に負担していただく場合、利用者の生命、身体(例えば、水分補給、衣 類の汚損した場合など)健康上、必要やむを得ないと考えられる場合には事前に同意なし。

(3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いく ださい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落とし(毎月28日引き落とし) の3方法があります。入所申込み時にお選びください。

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設葵の園・東広島では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、 お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - -会計・経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - -利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、 照会への回答
 - -利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設 葵の園・東広島を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約 款及び重要事項説明書、利用者負担説明書、別紙1を受領し、これらの内容に関して、担当者 による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

よる説り	年	月 日				
	7	Л	<利	用者>		
			住	所		
			氏	名		É
			<扶	養者(連帯	保証人)後見人>	
			住	所		
			氏	名		F
						(続柄
業者	住所	広島県東広島	島市西条町	丁寺家 800		
	施設名	介護老人保險	性施設 孝	葵の園・東原	広島	
	代表者	医療法人社员	· 葵会			
			-1-		24	r _H
		理事長	弟	所 谷 幸	義	印
本約款第	第5条の請求	理事長 は書・明細書及び	-		義	Ħ1
本約款第・氏		_ , , ,	-		義 (続柄) El1
	名	さ書・明細書及び	-)
・氏・住	名	さ書・明細書及び	-)
・氏・住	名	さ書・明細書及び	-)
・氏 ・住 ・電	名 所 = 話番号	さ書・明細書及び	が領収書 <i>0</i>	送付先】	(続柄)
・氏 ・住 ・電	名 所 = 話番号	文書・明細書及で	が領収書 <i>0</i>	送付先】	(続柄)
・氏 ・住 ・電 本約款第	名 所 言 話番号 第9条3項類	文書・明細書及で = = (名時及び第 10	が領収書 <i>0</i>	送付先】	(続柄)
・氏 ・信 ・電 本約款第 ・氏	名 所 言 話番号 第 9 条 3 項	文書・明細書及で = = (名時及び第 10	が領収書 <i>0</i>	送付先】	(続柄)
・氏 ・住 ・電 本約款第 ・氏 ・住	名 所 言 話番号 第 9 条 3 項	文書・明細書及で = = (名時及び第 10	が領収書 <i>0</i>	送付先】	(続柄)

介護老人保健施設 葵の園・東広島の入所サービスを利用するにあたり、介護老人保健施設 葵の園・東広島利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

介護老人保健施設 葵の園・東広島の諸規程を守り、職員の指示に従います。

利用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設 葵の園・東広島に対し一切迷惑をかけません。